

## 学校法人盈進学園東野高等学校後援会寄付金規程

(目的)

第1条 この規程は、東野高等学校（以下東野高校と呼ぶ）の発展及び東野高校に在籍する生徒の活躍を支援するため、寄付金規程を定めるものとする。

(寄付の範囲)

第2条 寄付の範囲は以下の各号に定める。

- 一. 部活動関東大会及びそれに準ずる大会への出場。
- 二. 部活動全国大会及びそれに準ずる大会への出場。
- 三. 部活動世界大会及びそれに準ずる大会への出場。
- 四. 学園の発展に貢献する活動。
- 五. その他後援会の助成が必要とされる活動。

(寄付額)

第3条 寄付金の上限額は以下に定める。

- 一. 前条第一号 … 1クラブ 50,000 円。
- 二. 前条第二号 … 1クラブ 100,000 円。
- 三. 前条第三号から第五号 … 200,000 円。
- 四. 特別会計の預金残高。

(寄付の決定)

第4条 寄付金額は、会長が学園からの情報をもとに理事会へ提案し、出席役員 $\frac{2}{3}$ 以上をもって決定する。但し学園から要請があり、理事会が開催できない場合には、会長と学園で話し合いを行い、前条の範囲で会長が決定できる。

2. 会長の判断において寄付額が決定した場合には、その後の常任理事会及び理事会において経緯を説明することとする。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、理事会において決定する。

(会則の改廃)

第6条 本規程の改廃については、理事会の承認を必要とする。

付則1 本規程は、平成28年7月25日より施行する。

付則2 本規程は、平成29年7月8日より施行する。